

企画競争説明書

(QCBS方式)

業務名称： 大洋州地域におけるプラスチック等のリサイクル促進に向けた情報収集・確認調査(QCBS)

調達管理番号：20a00181

【内容構成】

第1章 企画競争の手続き

第2章 特記仕様書案

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

<p>注) 本案件のプロポーザルの提出方法につきましては、「電子データ (PDF)」を基本とさせていただきます。 詳細については「第1 7. プロポーザル等の提出」をご確認ください。</p>

2020年5月27日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

本説明書は、独立行政法人国際協力機構（JICA）が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書（以下「プロポーザル」という。）に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、当機構にとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第2章「特記仕様書案」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

第1章 企画競争の手続き

1. 公示

公示日 2020年5月27日

2. 契約担当役

理事 植嶋 卓巳

3. 競争に付する事項

(1) 業務名称：大洋州地域におけるプラスチック等のリサイクル促進に向けた情報収集・確認調査(QCBS)

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款雛型：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、見積書において、消費税を加算して積算してください。

() 「事業実施・支援業務用」契約約款を適用します。これに伴い、契約で規定される業務（役務）が国外で提供される契約、すなわち国外取引として整理し、消費税不課税取引としますので、見積書において、消費税は加算せずに積算してください。

(4) 契約履行期間（予定）：2020年8月 ～ 2021年5月

新型コロナウイルス感染拡大等による影響により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定致します。

4. 窓口

【選定手続き窓口】

〒 102-8012

東京都千代田区二番町5-25 二番町センタービル

独立行政法人 国際協力機構 調達・派遣業務部

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp（※新アドレス）

担当者：契約第一課 小嶋良輔 Email: Kojima.Ryosuke2@jica.go.jp

注）緊急事態宣言期間中は、上記ビル1階調達・派遣業務部受付窓口での書類受領は行っておりません。

【事業実施担当部】

地球環境部 環境管理グループ

5. 競争参加資格

（1）消極的資格制限

以下のいずれかに該当する者は、当機構の契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）第4条に基づき、競争参加資格を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人（業務従事者を提供することを含む。以下同じ。）となることを認めません。

1) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者

具体的には、会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の適用の申立てを行い、更生計画又は再生計画が発行していない法人をいいます。

2) 独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）第2条第1項の各号に掲げる者

具体的には、反社社会勢力、暴力団、暴力団員、暴力団員等、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等を指します。

3) 独立行政法人国際協力機構が行う契約における不正行為等に対する措置規程（平成20年規程（調）第42号）に基づく契約競争参加資格停止措置を受けている者

具体的には、以下のとおり取扱います。

- a) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）に措置期間中である場合、競争への参加を認めない。
- b) 競争開始日の翌日以降から、契約相手確定日（契約交渉権者決定日）までに措置が開始される場合、競争から排除する。
- c) 契約相手確定日（契約交渉権者決定日）の翌日以降に措置が開始される場合、競争から排除しない。
- d) 競争開始日（プロポーザル等の提出締切日）以前に措置が終了している場合、競争への参加を認める。

（2）積極的資格要件

当機構の契約事務取扱細則第5条に基づき、以下の資格要件を追加して定めません。

1) 全省庁統一資格

令和01・02・03年度全省庁統一資格を有すること。

2) 日本登記法人

日本国で施行されている法令に基づき登記されている法人であること。

(3) 利益相反の排除

利益相反を排除するため、本件業務のTOR(Terms of Reference)の内容を実質的に作成する業務を先に行った者、各種評価・審査業務を行う場合であって当該業務の対象となる業務を行った者、及びその他先に行われた業務等との関連で利益相反が生じると判断される者については、競争への参加を認めません。また、共同企業体の構成員となることや契約の下請負人となることも認めません。

(4) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（2）に規定する競争参加資格要件を求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、構成員の全ての社の代表者印又は社印を押印してください。

なお、新型コロナウイルス感染拡大に起因する在宅勤務等により代表者印や社印の押印が困難な場合は、プロポーザル格納完了メールを送付いただく際に、その旨記載のうえ、共同企業体構成員を含む各社の責任者にもCCを入れて送付ください（この際、各社の責任者につきましては、本文内に役職とお名前を明記くださるようお願いいたします）。共同企業体結成届（1枚）への各社押印の取得が困難な場合は、代表者名による共同企業体参加表明書（様式は任意としますが、組織的承認を得ている旨の記載を本文に入れてください）を各社から取り付け、プロポーザルと合わせて格納してください。

また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

(5) 競争参加資格要件の確認

競争参加資格要件のうち、全省庁統一資格及び法人登記については、提示いただく全省庁統一資格業者コードに基づき確認を行います。その他の競争参加資格要件については、必要に応じ、契約交渉に際し再確認します。

6. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

(1) 質問提出期限

2020年6月17日 12時

質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 提出先・場所

上記4. 窓口（選定手続き窓口）のとおり（outm1@jica.go.jp（※新アドレス）宛、CC: 担当者アドレス）

注1) 電子メールによる送付としてください。メールタイトルに、公示日、公示案件名を必ず記載してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、原則としてお断りしています。

(3) 回答方法

質問受領後、原則として4営業日以内に当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

(4) 説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は当機構の判断により、説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くともプロポーザル提出期限の2営業日前までに当機構ウェブサイト上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出されるプロポーザル及び見積書に反映するための期間を確保するため、プロポーザル提出期限を延期する場合があります。

7. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：2020年6月26日 12時

(2) 提出方法：

1) プロポーザル・見積書とも、電子データ(PDF)のみでの提出を原則とします。 ※この場合、紙媒体での提出は不要です。

上記(1)の提出期限日の4営業日前から1営業日前の正午までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)

なお、具体的な提出方法につきましては、当機構ウェブページ調達情報お知らせに掲載の「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及びプロポーザル・見積書の電子提出方法」(2020年4月10日)をご参照ください。

2) プロポーザル・見積書の電子データでの送付が困難な場合は、郵送での提出をお願い致します。その場合は、プロポーザル、見積書とも、社印、代表者印の押印を必須とします。

郵送の場合はまた、機構が受領したことを証明するため、以下のウェブサイトにて提示される「各種書類受領書」を合わせて提出して下さい。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

機構本部ビルへの持参はできませんのでご注意ください。

(3) 提出先・場所：

1) 電子データ(PDF)での提出の場合：

当機構調達・派遣業務部より送付された格納先：

2) 郵送の場合：上記4. 窓口(選定手続き窓口)

(4) 提出書類：プロポーザル 正1部 写 4部

見積書 正1部 写 1部

注) 電子データ(PDF)での提出の場合は、プロポーザル・見積書ともに、写の提出は不要です。

郵送での提出の場合、見積書はその内訳書とともに密封してください。

(5) プロポーザルの無効

次の各号のいずれかに該当するプロポーザルは無効とします。

1) 提出期限後にプロポーザルが提出されたとき

- 2) 提出されたプロポーザルに記名、押印がないとき。ただし、コロナウイルス拡大の影響により、在宅勤務等で、社印、代表者印の押印が困難な場合は、電子データでの送付時に責任者から送付いただくか、責任者をCCに入れて送付いただき、メール本文内に責任者の役職とお名前を明記くださるようお願いいたします。
- 3) 同一者から2通以上のプロポーザルが提出されたとき
- 4) 虚偽の内容が記載されているとき
- 5) 前各号に掲げるほか、本説明書又は参照すべきガイドライン等に違反したとき

8. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点（小数点第1位まで計算）とします。

技術評価の基準

当該項目の評価	評価点
当該項目については極めて優れており、高い付加価値がある業務の履行が期待できるレベルにある。	90%以上
当該項目については優れており、適切な業務の履行が十分期待できるレベルにある。	80～90%
当該項目については一般的な水準に達しており、業務の履行が十分できるレベルにある。	70～80%
当該項目については必ずしも一般的なレベルに達していないが、業務の履行は可能と判断されるレベルにある。	60～70%
当該項目だけで判断した場合、業務の適切な履行が困難であると判断されるが、他項目の提案内容・評価によっては、全体業務は可能と判断されるレベルにある。	40～60%
当該項目の評価は著しく低いものであり、他項目の提案内容・評価が優れたものであったとしても、本項目の評価のみをもって、業務の適切な履行が疑われるレベルにある。	40%以下

評価に当たっての視点については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」を参照してください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

この技術評価点が基準点（100点満点中60点）を下回る場合には不合格とします。

本案件においては、業務管理グループとしてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、技術評価点に一律2点の加点（若手育成加点）を行います。若手加点制度の詳細については、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

2) 価格評価

価格評価点は、見積価格が安価となるほど点が高くなります。ただし、ダンピング防止対策として、予定価格の80%を下回る見積価格については、逆に安価となるほど点が低くなります。具体的には以下の算定式により、計算します。

【見積価格が予定価格の80%を上回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100 + 80$$

【見積価格が予定価格の80%を下回る場合】

$$(\text{価格評価点}) = 120 - [(\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格}] \times 100$$

3) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

$$(\text{総合評価点}) = (\text{技術評価点}) \times 0.8 + (\text{価格評価点}) \times 0.2$$

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、提出された見積書は、以下の日時及び場所で公開開封します。ただし、技術評価点が基準点を超えた競争参加者が一者であった場合は、当該競争参加者に通知のうえ、中止します。

見積書の開封に当たっては、各競争参加者の技術評価点及び予定価格をその場で先に公表した上で、見積書が封印されていることを参加者に確認を求めます。見積額及び見積額に基づく価格評価点並びに技術評価点と合算した総合評価点は書面に記録し、参加者に立会人としての署名を求め、当該書面の写しを参加者に配布します。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積書の公開開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

1) 日時：2020年7月17日（金） 11時～

2) 場所：東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル

独立行政法人国際協力機構 225会議室

➤ 1競争参加者あたり1名の参加とさせていただきます。参加される方は身分証明書をお持ちください。

注) 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、公開による開封会を中止する場合があります。詳細につきましては、あらためてご連絡いたします。

(4) 契約交渉権者の決定方法

総合評価点が最も高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

総合評価点が同点であった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

9. 評価結果の通知・公表と契約交渉

(1) 評価結果の通知と公表

評価結果（順位）を2020年7月22日（水）までを目途にプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

なお、この評価結果については、以下の項目を当機構ウェブサイトに掲載することとします。

1) 競争参加者の名称

2) 競争参加者の技術評価結果

以下の評価項目別小計及び合計点を公表する。

①コンサルタント等の法人としての経験・能力

②業務の実施方針等

③業務従事予定者の経験・能力

④若手育成加点（該当する場合）

3) 競争参加者の価格評価結果

見積書の見積金額及びその価格評価点を公表する。

(2) 契約交渉

評価結果の通知後速やかに、契約交渉権者との契約交渉を開始します。契約交渉に際して、以下の資料の準備を求めます。

1) 特記仕様書（プロポーザル内容反映案）

契約交渉に際しては、まずは以下の3つの認識（イメージ）を機構と契約交渉権者で一致させることが重要であると考えています。

- 機構が意図し、企画競争説明書の特記仕様書案で提示した業務内容
- 当該特記仕様書案に基づき、契約交渉権者が理解した業務内容
- 当該業務内容の理解に基づき、契約交渉権者がプロポーザルで提案した業務内容の追加や変更（具体的な業務内容の確定を含む。）

これら認識を一致されるため、企画競争説明書の特記仕様書案に基づき、プロポーザル内容を反映させた「特記仕様書（プロポーザル内容反映案）」の提示を求めます。

なお、契約交渉の結果、本企画競争説明書に提示した特記仕様書（案）が一部変更される可能性があります。当該変更は、競争結果の公平性が損なわれない範囲に限るものとします。

2) 契約業務履行上のリスク項目

コンサルタント等契約が対象とする業務は、開発途上国において、サービスの提供先である開発途上国の政府機関と共同で事業を実施する性格を有しており、契約の履行に当たり種々の不確実性が存在します。

契約履行条件の変化や追加業務の発生があった場合は、発注者・受注者の間で、必要に応じ契約変更の可能性を含めた協議を行うこととなります。契約締結に当たって、予め、想定される「契約業務履行上のリスク」について双方で共通認識を持っておくことが、このような手続きを円滑化します。

「契約業務履行上のリスク」については、必要に応じ、契約交渉の結果を「打合簿」にて確認します。

3) 見積金額内訳にかかる資料

見積金額を積算した際の資料を用意してください（積算に当たって作成・取得済の資料のみで構いません）。当該資料には、業務従事者名簿（所属先、学歴等の情報を含む。）を含むものとします。

機構の積算と相当程度乖離する項目については、契約交渉の過程で、追加資料の提出を求める場合があります。

（３）契約交渉の終了

契約交渉権者との間で契約業務の内容又は契約金額について合意形成ができな
いと機構が判断した場合、その理由を明記した文書により、契約交渉の終了を通知
します。

契約交渉が終了した場合は、次順位の競争参加者に対して契約交渉を求めるこ
とはしません。ただし、類似の業務内容及び条件で、再度公示を行う場合があります。

（４）技術評価結果の説明

技術評価の評価内容については、評価結果の通知メールの送付日の翌日から起
算して7営業日以内に調達・派遣業務部契約第一課（outm1@jica.go.jp（※新ア
ドレス））宛に申込み頂ければ、日程を調整の上、面談で説明します。7営業日
を過ぎての申込みはお受けしていません。説明は30分程度を予定しています。

注）新型コロナウイルス感染拡大防止のため、電話による説明とする可能性があります。詳細
につきましては、申し込み後にあらためてご連絡いたします。

10. 競争・契約情報の公表

本企画競争の結果及び競争に基づき締結される契約については、機構ウェブサイ
ト上に契約関連情報（契約の相手方、契約金額等）を公表しています。また、一定
の関係を有する法人との契約や関連公益法人等については、以下の通り追加情報を
公表します。詳細はウェブサイト「公共調達の適正化に係る契約情報の公表につい
て」を参照願います。

（URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/corporate.html>）

プロポーザルの提出及び契約の締結をもって、本件公表に同意されたものとみな
させていただきます。

（１）一定の関係を有する法人との契約に関する追加情報の公表

1) 公表の対象となる契約相手方取引先

次のいずれにも該当する契約相手方を対象とします。

ア. 当該契約の締結日において、当機構の役員経験者が再就職しているこ
と、又は当機構の課長相当職以上経験者が役員等として再就職しているこ
と

イ. 当機構との間の取引高が、総売上又は事業収入の3分の1以上を占めて
いること

2) 公表する情報

ア. 対象となる再就職者の氏名、職名及び当機構における最終職名

イ. 直近3か年の財務諸表における当機構との間の取引高

ウ. 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合

エ. 一者応札又は応募である場合はその旨

3) 情報の提供方法

契約締結日から1ヶ月以内に、所定の様式にて必要な情報を提供頂きます。

(2) 関連公益法人等にかかる情報の公表

契約の相手方が「独立行政法人会計基準」第13章第6節に規定する関連公益法人等に該当する場合には、同基準第13章第7節の規定される情報が、機構の財務諸表の付属明細書に掲載され一般に公表されます。

1.1. 誓約事項

プロポーザルの提出に際し、競争参加者は以下の事項について誓約していただきます。誓約は、プロポーザル提出頭紙への記載により行っていただきます。

(1) 反社会的勢力の排除

以下のいずれにも該当せず、将来においても該当することがないこと。

- ア. 競争参加者の役員等が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力団等（各用語の意義は、独立行政法人国際協力機構反社会的勢力への対応に関する規程（平成24年規程（総）第25号）に規定するところにより、これらに準ずるもの又はその構成員を含む。以下、「反社会的勢力」という。）である。
- イ. 役員等が暴力団員でなくなった日から5年を経過しないものである。
- ウ. 反社会的勢力が競争参加者の経営に実質的に関与している。
- エ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用するなどしている。
- オ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に反社会的勢力の維持、運営に協力し、若しくは関与している。
- カ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力であることを知りながらこれを不当に利用するなどしている。
- キ. 競争参加者又は競争参加者の役員等が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している。
- ク. その他、競争参加者が東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号）又はこれに相当する他の地方公共団体の条例に定める禁止行為を行っている。

(2) 個人情報及び特定個人情報等の保護

法人として「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）（平成26年12月11日特定個人情報保護委員会）」に基づき、個人情報及び特定個人情報等を適切に管理できる体制を整えていること。

本契約において、「個人番号関係事務」を委託することは想定していませんが、業務に関連して競争参加者が謝金等を支払う可能性も想定されるため、そのような場合において、法令に基づく適切な管理ができる体制にあるのかを確認させていただくことが趣旨です。

1.2. その他留意事項

(1) 配布・貸与資料

当機構が配布・貸与した資料は、本件業務のプロポーザルを作成するためのみに使用することとし、複写又は他の目的のために転用等使用しないでください。

(2) プロポーザルの報酬

プロポーザル及び見積書の作成、提出に対しては、報酬を支払いません。

(3) プロポーザルの目的外不使用

プロポーザル及び見積書は、本件業務の契約交渉権者を決定し、また、契約交渉及び契約管理を行う目的以外に使用しません。ただし、行政機関から依頼があった場合、法令で定められている範囲内において、プロポーザルに記載された情報を提供することがあります。

(4) プロポーザルの返却

不採用となったプロポーザルの電子データは、当機構にて責任をもって削除します。プロポーザルを郵送された場合、各プロポーザル提出者の要望があればプロポーザル（正）を返却します。ご要望ある場合は選定結果通知後7営業日以内にご連絡ください。郵送等で返却致します。連絡がない場合は当機構で処分します。また、不採用となったプロポーザルで提案された計画、手法は無断で使用しません。

(5) 虚偽のプロポーザル

プロポーザルに虚偽の記載をした場合には、プロポーザルを無効とするとともに、虚偽の記載をしたプロポーザル提出者に対して資格停止措置を行うことがあります。

(6) プロポーザル作成に当たっての資料

プロポーザルの作成にあたっては、必ず以下のページを参照してください。

1) 調達ガイドライン（コンサルタント等の調達）：

当機構ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「調達ガイドライン コンサルタント等の調達」

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/index.html>)

2) 業務実施契約に係る様式：

同上ウェブサイト「調達情報」>「調達ガイドライン、様式」>「様式 業務実施契約」

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/index_since_201404.html)

第2章 特記仕様書(案)

1. 調査の背景・経緯

大洋州の島嶼国における廃棄物管理は、その国土の遠隔性・隔絶性・狭小性といった地理的条件や伝統的な土地所有制度等の社会的背景からその適切な処理が困難な上、急速な生活様式の近代化等に起因して廃棄物の種類の多様化や量の増大が顕著となっており、域内共通の課題のひとつとなっている。

このような中、JICA は、2000 年の SPREP(太平洋地域環境計画事務局)への個別専門家派遣を皮切りに、サモアを拠点とした広域協力やパラオ・バヌアツ・フィジーにおける二国間技術協力プロジェクト等を通じて、大洋州地域の固形廃棄物管理の改善を支援してきた。2011 年からは、広域案件である「大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト(J-PRISM)」を通じて地域間協力を重視した協力を進めてきており、現在、同プロジェクトフェーズ 2(2017~2022 年)を実施中である。

J-PRISM フェーズ 2 では、各国におけるコンテナデポジット制度(CDL)の導入やリサイクル協会の設立支援等を通じ、各国のリサイクルの推進に一定の成果を挙げてきている。例えば、マーシャル諸島では J-PRISM フェーズ 2 の支援のもとで 2018 年 8 月より CDL 制度が開始され、ガラス、缶、PET ボトルの回収量が大きく増加した。バヌアツやミクロネシア等においても、CDL 制度の導入に向けた支援を実施中であり、大洋州各国への横展開が期待されている。

また、サモア、バヌアツ、ソロモン諸島においては、各国の民間リサイクル企業によるリサイクル協会の設立を支援し、各国政府と民間セクターが一体となってリサイクルを促進する体制の整備に取り組んでいる。

しかし、大洋州地域では、リサイクル関連産業等が十分に発達しておらず、輸入物品が廃棄物の発生由来となる構図があり、市場・経済規模の制約もあって自国内で資源循環を完結させることが困難な状況にある。そのため、当該地域で今後より一層リサイクルを促進していくためには、上述した各国での成果に加え、有価物や処理困難物をリサイクルが可能な海外へ輸出する、すなわち「Return」することで適正な資源循環・処理を推進するという「3R + Return」の概念を具現化したシステムを確立する必要がある。J-PRISM フェーズ 2 では、各国のリサイクル推進体制の構築に加え、「3R+Return」の実現に向けた地域レベルでの取り組みを進める予定であり、SPREP や各国政府との協議を通じて、実現可能な具体的な将来シナリオを検討することとしている。

本調査では、①各国における資源リサイクルの現状に係る情報の整理、②現在及び将来における資源フロー推計等を行い、今後優先的に収集・保管・処理・輸出に取り組むべき対象品目(リサイクル可能資源)の絞り込み等を行うことで、J-PRISM フェーズ 2 における広域的なリサイクル促進のシナリオ検討に資する情報を収集すると共に、J-PRISM フェーズ 2 の終了後を見据え、大洋州地域における廃棄物分野の今後の支援案や支援方針を整理することを目的とする。

2. 調査の目的

既存資料の分析及び関係機関への現地ヒアリングを通じて、大洋州各国における資源リサイクルの現状に係る情報を整理し、現在及び将来における資源フロー推計等を通じて、大洋州地域における広域的なリサイクルの推進に向けた情報収集・分析を行い、大洋州地域における廃棄物分野の今後の支援案や支援方針を整理することを目的とする。

3. 調査対象地域

大洋州 14 か国(フィジー、パプアニューギニア、サモア、トンガ、ソロモン諸島、バヌアツ、ミクロネシア連邦、パラオ、マーシャル諸島、クック諸島、キリバス、ツバル、ナウル、ニウエ)とする。

なお、現地調査対象国はフィジー、ミクロネシア連邦、パラオ、パプアニューギニア、マーシャル諸島、サモア、ソロモン諸島、トンガ、バヌアツの 9 か国とし、それ以外の 5 か国(クック諸島、キリバス、ツバル、ナウル、ニウエ)については、文献調査のみを実施する。

4. 主な相手国関係機関

- ・ フィジー:環境局(DOE)
- ・ パプアニューギニア:環境保護庁
- ・ サモア:天然資源環境省環境保全部
- ・ トンガ:廃棄物公社(Waste Authority Limited)、環境省
- ・ ソロモン諸島:環境気候変動防災気象局
- ・ バヌアツ:国土天然資源省環境保護局
- ・ ミクロネシア連邦:環境危機管理室
- ・ パラオ:公共基盤・産業・商業省公共事業局廃棄物管理課
- ・ マーシャル諸島:公共事業省

※その他、各国税関及び主要地方自治体等の関係機関に対してヒアリングを実施する。

5. 調査の範囲

本調査は、「2. 調査の目的」を達成するために、「6. 調査方針及び留意事項」に十分に配慮しながら、「7. 調査の内容」に示された業務を行う。また、調査の進捗に応じて、「8. 報告書等」に示された報告書を作成し、発注者に対して説明・協議の上、提出するものとする。

6. 調査方針及び留意事項

(1)実施中の技術協力プロジェクト(J-PRISM フェーズ 2)の成果の活用、連携並びに棲み分け

実施中の技術協力プロジェクト(J-PRISM フェーズ 2)では、各国活動として各国の廃棄物管理能力向上に向けた支援を実施すると共に、地域協働活動として SPREP と協力して大洋州地域における広域リサイクルの実現に向けた支援を実施している。各国の廃棄物管理に係る法制度や組織体制や一部の国における民間リサイクル業者の活動等に係る情報については、これらの活動の中で一定程度蓄積されている。よって、本調査の実施に当たっては、J-PRISM フェーズ 2 関係者へのヒアリング等を実施することで、効率的に調査を実施するよう留意すること。

また、本調査で収集・分析した情報は、J-PRISM フェーズ 2 の今後の活動においても有益な情報となると思われるため、発注者が設定するテレビ会議等を通じて、調査の進捗状況や予定等を随時 J-PRISM フェーズ 2 関係者と情報共有すること。

(2)本調査の対象品目は下記を想定している。リサイクル促進が期待される下記の品目について、PET ボトル等のプラスチックを中心としつつ、網羅的に情報収集すること。なお、下記品目以外に広域的なリサイクルの枠組みが機能しうる有価物があると考えられる場合、プロポーザルで提案すること。

- ・ 使い捨て(シングルユース)プラスチック
- ・ PET ボトル

- ・ アルミ缶
- ・ ガラス
- ・ 紙・段ボール
- ・ 金属スクラップ(鉄、非鉄金属)
- ・ 廃自動車(車両本体、廃バッテリー、タイヤ)
- ・ 廃家電(白物家電等)
- ・ 廃潤滑油

7. 調査の内容

業務の内容は、以下の通り。

(1) インセプション・レポートの作成、協議

調査実施方針案、実施体制、手法、計画案(工程表、要員配置、手順を含む)、最終成果品の目次案等をインセプション・レポートにとりまとめる。なお、インセプション・レポートの内容は、発注者に説明し、承諾を得ること。

(2) 関連・参考資料の収集・確認

JICA がこれまで実施した調査・技術協力プロジェクト等の報告書や SPREP 及び他ドナーが公表している既存文献資料の収集・確認を行う。特に、クック諸島、キリバス、ツバル、ナウル、ニウエについては、文献調査のみを実施することから、既存の文献資料を網羅的に収集・確認すること。

(3) 現地調査対象国の消費者排出実態調査

市民(消費者)へのアンケート調査を現地調査対象国で実施し、使用済み製品の処理方法(廃棄・譲渡先及びその理由等)などの製品廃棄に係る意識・実態調査を実施する。具体的には、以下の内容を想定しているが、下記以外で調査の目的に照らして必要と考えるアンケート項目があればプロポーザルにおいて提案すること。

- 1) 対象品目: 上記「6. 調査方針及び留意事項」(2)に記載の対象品目のうち、金属スクラップを除く。
- 2) サンプル数: 各国 300 人程度を目安とする。
- 3) 対象地域: 首都及びその他主要自治体の合計 2 自治体(首都以外の対象自治体については、受注者と発注者の協議に基づき、最終確定する)
- 4) 調査内容:
 - ・ 廃棄先(方法)、譲渡先(方法)、売却先(方法)及びその理由
 - ・ 排出者が使用済み対象品目を廃棄する際に希望する処分方法(廃棄・譲渡・売却等)及びその理由
 - ・ 退蔵理由(使用済み対象品目を処分(廃棄・譲渡・売却)していない場合)

(4) 流通・小売業調査

下記の対象業種に関する流通・小売業者アンケート調査を現地調査対象国で実施する。国内の販売量及び使用済み製品の回収量を把握し、対象品目のリサイクル促進に向けた今後の施策を検討するために必要な基礎情報を収集・整理することを目的とする。

- 1) 対象業種
 - ・ 自動車小売業者・輸入業者(自動車、電池、タイヤ)
 - ・ 家電小売業者・輸入業者(白物家電、PC、携帯電話)
 - ・ 潤滑油製造業者・輸入業者(潤滑油)

- ・ プラスチック製品製造業者・小売業者・輸入業者(シングルユースプラスチック)
- ・ 飲料製造業者・小売業者・輸入業者(PET ボトル、アルミ缶、ガラス)
- 2) サンプル数:各国最大5社程度を目安とするが、各国の対象業種企業の数に応じて、受注者と発注者の協議に基づき確定する。
- 3) 調査内容:
 - ・ 上記対象品目の販売量・販売先(方法)、市場シェア
 - ・ 上記対象品目の輸入国・輸入先(方法)
 - ・ 同事業者が販売等を行った上記対象品目在使用済み製品になった後の回収・廃棄先(方法)、処理・売却先(方法)及びその理由
 - ・ 同事業者自らが排出する産業廃棄物の種類、廃棄先(方法)、処理・売却先(方法)及びその理由

(5) 民間セクター(民間リサイクル事業者)によるリサイクル実態把握

現地調査対象国において、リサイクル企業へのヒアリングを通じ、民間セクターによるリサイクル活動の対象品目や処理量及び処理方式等、リサイクルビジネスの現状に係る情報を収集し、以下の項目を含めて整理する。なお、同調査は J-PRISM フェーズ 2 関係者への資料提供依頼、ヒアリング等実施により、効率的に業務を実施すること。

- 1) 対象品目:上記「6. 調査方針及び留意事項」(2)に記載の対象品目
- 2) 調査内容:
 - ・ 対象国におけるリサイクル企業の一覧(会社規模等の基礎情報を含む)
 - ・ 各リサイクル企業が収集・保管・処理を行っている品目の種類・処理方法・処理量・輸出货量・国内再利用量・最終処分量
 - ・ 各リサイクル企業が収集・保管・処理に使用している資機材の種類・数・入手方法及び金額
 - ・ 各リサイクル企業が収集・保管・処理を行っている品目の収集・売却・受取方法、売却金額及び処理ルート
 - ・ 各リサイクル企業の品目毎のリサイクル処理能力・規模
 - ・ 各リサイクル企業の売上高等の財務情報
 - ・ 国際的なリサイクル可能資源の市況の動向、売却価格(市場価格)の推移

(6) 公的セクター(中央政府・地方自治体)によるリサイクル実態把握: 公的セクターによるリサイクル活動の対象品目や処理量及び処理方式等の情報収集

現地調査対象国において、環境省等の中央政府や主要地方自治体へのヒアリングを通じ、公的セクターによるリサイクル活動の対象品目や処理量及び処理方式等に係る情報を収集し、以下の項目を含めて整理する。なお、同調査は J-PRISM フェーズ 2 関係者への資料提供依頼、ヒアリング等実施により、効率的に業務を実施すること。

- 1) 対象品目:上記「6. 調査方針及び留意事項」(2)に記載の対象品目
- 2) 調査内容:
 - ・ 国または自治体が収集・保管・処理を行っている品目の種類・処理方法・取扱量
 - ・ 国または自治体が収集・保管・処理に使用している資機材の種類・数・入手方法及び金額
 - ・ 国または自治体が収集・保管・処理を行っている品目の収集方法及び処理ルート、収集頻度、収集料金・処理料金徴収体制
 - ・ 国または自治体の現在の品目の収集・保管・処理能力及び規模

- ・ 国または自治体が収集・保管・処理を行っている品目の事業に係る経費、売上高等の財務情報
- ・ 国際的なリサイクル可能資源の市況の動向、売却価格(市場価格)の推移

(7) 廃棄物管理法制度: 特にリサイクルに係る各国の廃棄物管理法制度や規制に関する現況調査

各国(14 国)の廃棄物管理法制度の現況について、下記の項目を含む基礎情報を収集・整理する。なお、同調査は J-PRISM フェーズ 2 関係者への資料提供依頼、ヒアリング等実施により、効率的に業務を実施すること。なお、現地調査対象国以外については、文献調査によって可能な限りの情報を収集・整理すること。

- ・ 各国における廃棄物管理に係る基本法制度の整理
- ・ 対象品目のリサイクル・適正処理に係る国家戦略・法令・制度・リサイクル政策の目標設定内容
- ・ 対象品目の収集・リサイクルに係る費用徴収制度(CDL 等)の運用メカニズム、制度の運用状況(収入、負債)、制度運用上の課題
- ・ 廃棄物収集・処理(リサイクル)・最終処分業の登録・許可制度の有無及び運用実態、業者登録数

(8) 使い捨て(シングルユース)プラスチック規制を含む海洋プラスチックごみ対策

以下の項目を含む各国(14 国)のシングルユースプラスチック規制及び海洋プラスチックごみ対策の現況を調査する。なお、現地調査対象国以外については、文献調査によって可能な限りの情報を収集・整理すること。

- ・ シングルユースプラスチック削減・利用規制に関する各国の具体的施策の実施状況・規制対象品目(例: シングルユースプラスチック規制やプラスチックに対する課税、規制対象品目の統計品目番号(HS コード)、輸入時の課税徴収方法、代替製品の設定等)
- ・ 生分解性プラスチックの利用状況や推進に向けた各国の具体的施策の実施状況・対象品目・生分解性の評価及び基準設定内容等
- ・ 海洋プラスチックごみ対策に係る各国の組織体制・関係省庁の役割
- ・ 海洋プラスチックごみ対策に係る法令・国家戦略・基本方針等の策定状況及び運用状況
- ・ 海洋プラスチックごみ対策に係る各国の具体的な政策・取組事例
- ・ 上記調査項目を踏まえた、海洋プラスチックごみ対策に資する今後の支援策(案)の提案

(9) 廃棄物輸出入に係る基礎情報

現地調査対象国の環境省等の関係機関にヒアリングを行い、リサイクル可能資源及び廃棄物の輸出判断基準に係る現在の制度運用状況を調査する。

- ・ 現在輸出されているリサイクル可能資源及び廃棄物の動向(廃棄物の種類、輸出货量、輸出国、現在の課題等)、輸出データ
- ・ 各国の国内法(バーゼル条約及び(または)ワイガニ条約の国内規制)における、規制対象廃棄物の判断基準(原則規制対象のもの(鉛蓄電池、廃油)、原則対象外のもの(鉄くず、廃プラ、PET ボトル等)の判断基準、注意点等)
- ・ 各国のバーゼル条約、ワイガニ条約批准状況、今後の批准予定等
- ・ リサイクル業者による資源輸出入時の税優遇・税負担や特別な手続きの有無

- ・ 各国のリサイクル可能資源の輸出に係る課題、輸出を推進したい優先度の高いリサイクル可能資源・廃棄物の種類

(10) 輸出入統計データ・国勢調査データ

各国の税関、統計局、財務省等へのヒアリング等を通じ、上記対象品目に係る輸出入データを調査する。なお、同調査は J-PRISM 関係者への資料提供依頼、ヒアリング等実施により、効率的に業務を実施すること(サモア、ソロモン、バヌアツ、フィジーの下記輸出入統計データは J-PRISM プロジェクトフェーズ 2 にて一部入手済みであるため、これらのデータを活用することが可能)。

- 1) 対象品目
 - ・ 輸入データ: 上記「6. 調査方針及び留意事項」(2)に記載の対象品目
 - ・ 輸出データ: 金属スクラップ、廃電池(自動車用鉛蓄電池)、廃潤滑油、PET ボトル、プラスチック、紙・段ボール、ガラス
- 2) 調査対象年: 2013 年以降のデータを対象とする。
 - ・ 調査内容
 - ・ 上記対象品目の HS コード
 - ・ 各対象品目別の輸出入量(重量)
 - ・ 各対象品目別の輸出個数
 - ・ 各対象品目別の輸出入金額
 - ・ (国勢調査等より)登録車両台数(普通自動車)
 - ・ (国勢調査等より)世帯当たりの家電所有数
 - ・ 各対象品目別の通関手続き概要(関税率、手続き上の注意等)

(11) プロGRESS・レポート作成

調査の進捗状況について、PROGRESS・レポートにとりまとめる。

(12) 資源フロー作成

上記調査項目における調査結果を用いて、現地調査対象国における現在(2020 年あるいは 2021 年)と将来(2030 年)の資源の発生・収集・輸出力推計を実施する。

- 1) 対象品目: 上記「6. 調査方針及び留意事項」(2)に記載の対象品目
- 2) 推計対象年:
 - ・ 現在(2020 年あるいは 2021 年)
 - ・ 将来(2030 年)
- 3) 推計内容

下記の項目について、現在(2020 年あるいは 2021 年)、将来(2030 年)の推計を行う。

 - ・ 人口・世帯数
 - ・ 車両所有台数
 - ・ 家電製品の所有台数、廃家電製品から回収できる資源の推計量
 - ・ PET ボトル・紙類・アルミ缶廃棄物の予測(排出原単位の推計、発生量推計)
 - ・ 金属スクラップ廃棄物量の予測(発生量推計)
 - ・ 各品目のリサイクル率の予測
 - ・ 各品目のリサイクル資源フロー

(13) 大洋州における広域リサイクルの促進に向けた課題及び提言

上記調査項目における調査結果に基づき、大洋州地域における広域リサイクルの促進に向けた現状分析と現状の課題を整理した上で、現実的かつ実効性が高いと考えられる今後の取り組み案を提言する。具体的には、以下の検討事項を踏まえた提言とすることが望ましい。

- ・ 広域リサイクルの現状及び課題の整理
- ・ 広域リサイクルの促進において、現実的かつ実効性が高いと考えられる対象品目の検討・提案
- ・ 広域リサイクルの促進に向け、優先的に連携することが推奨される域内国の検討・提案
- ・ 具体的な優先プロジェクト案の検討・提案

(14) 本調査結果概要の報告

現地調査対象 9 か国の関係者に対して、調査結果の報告を行う。報告のタイミングの調整は、各国政府及び JICA 間で行う。

(15) 最終報告書の作成・報告

これまでの調査結果を整理し、最終報告書を取りまとめ、JICA に報告する。

8. 報告書等

- ① インセプション・レポート
提出時期: 契約締結から 10 営業日以内
提出部数: 和文 12 部、英文 12 部、CD-R1 枚
- ② プロGRESS・レポート
提出時期: 2021 年 1 月下旬
提出部数: 和文 3 部、CR-R1 枚
- ③ 最終報告書
提出時期: 2021 年 5 月下旬
提出部数: 和文 12 部、英文 12 部、CD-R 2 枚
- ④ 収集資料一式
提出時期: 2021 年 5 月下旬
提出部数: CD-R1 枚

※最終報告書についてのみ製本とし、インセプション・レポート及びプロGRESS・レポートに関しては簡易製本とする。

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/proposal_201211.html)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

注) 評価対象とする類似業務：廃棄物管理に係る各種業務（リサイクル調査に係る業務経験を有することが望ましい）

2) 業務実施上のバックアップ体制

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20ページ以下としてください。

3) 作業計画

4) 要員計画

5) 業務従事予定者ごとの分担業務内容

6) 現地業務に必要な資機材

7) 実施設計・施工監理体制（無償資金協力を想定した協力準備調査の場合）

8) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 業務管理体制の選択

本案件では、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）の適用を認めます。業務管理グループの詳細については、上記プロポーザル作成ガイドラインの別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」を参照ください。

業務管理グループを採用するか否かを明示の上、業務管理グループを提案する場合、その配置、役割分担等の考え方について記載願います。

2) 評価対象業務従事者の経歴

評価対象となる業務従事者の担当専門分野は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と類似業務の経験を記載願います。

業務主任者／廃棄物管理政策・リサイクル調査1(2号)

貿易統計・流通小売調査／資源フロー分析1(3号)

各評価対象業務従事者を評価するに当たっての類似業務経験分野、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者／廃棄物管理政策・リサイクル調査1】

a) 類似業務経験の分野：廃棄物管理に係る各種業務（リサイクル調査に係る業務経験を有することが望ましい）

b) 対象国又は同類似地域：大洋州地域/全途上国

c) 語学能力：英語

【業務従事者：貿易統計・流通小売調査／資源フロー分析1】

- a) 類似業務経験の分野：廃棄物管理に係る各種業務（リサイクル調査に係る業務経験を有することが望ましい）
- b) 対象国又は同類似地域：大洋州地域/全途上国
- c) 語学能力：英語

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

契約期間は2020年8月に始まり、2021年5月下旬に最終報告書を提出する。

(2) 業務量目途と業務従事者構成案

1) 業務量の目途

現地調査と国内作業の合計約16人月(MM)

想定渡航回数:現地調査対象国9ヶ国の各国2人×3回(日本起点)、ただし、別のより効果的効率的な渡航計画があればプロポーザルで提案して差し支えない。

なお、コロナ禍の影響が長引く可能性もあり、当面の間(9月末くらいまでを目途)、現地との人の往来は難しいことが予想されるところ、渡航が10月以降になった場合に事前に実施できる国内業務について提案して差し支えない。

2) 業務従事者の構成案

業務従事者の構成(及び格付案)は以下を想定しているが、競争参加者は、業務内容等を考慮の上、最適と考える業務従事者の構成(及び格付)を提案すること。その際、現地調査において業務従事者間で渡航国を分担するなどにより、効率的に業務を実施できる体制を提案すること。

- ① 業務主任者／廃棄物管理政策・リサイクル調査1(2号)(評価対象)
- ② 貿易統計・流通小売調査／資源フロー分析1(3号)(評価対象)
- ③ 廃棄物管理政策・リサイクル調査2
- ④ 貿易統計・流通小売調査／資源フロー分析2
- ⑤ 廃棄物管理政策・リサイクル調査3
- ⑥ 貿易統計・流通小売調査／資源フロー分析3

(3) 現地傭人

業務従事者の補助として、現地傭人の傭上を必要に応じ認める。傭上を希望する場合は、業務内容についてプロポーザルに記載し、見積もりにも含めること。

(4) 現地再委託

「対象国の消費者排出実態調査」については、経験・知見を有する現地のコンサルタント、NGO、研究機関等に再委託してその全部または一部を実施することを認める。その他に現地再委託して実施することが効率的な業務がある場合には、プロポーザルにて提案すること。

現地再委託にあたっては、「コンサルタント等契約における現地再委託契約手続きガイドライン」に則り選定及び契約を行うこととし、委託業者の業務遂行に関しては、現地において適切な監督、指示を行うこと。安全管理には特に注意を払うこと。

プロポーザルでは、可能な範囲で、現地再委託対象業務の実施方法と契約手続き（見積書による価格比較、入札等）、価格競争に参加を想定している現地業者の候補者名並びに現地再委託業務の監督・成果品の検査の方法等、具体的な提案を行うこと。

（5）対象国の便宜供与

現地調査対象国の JICA 事務所・支所から、主な調査対象機関へ調査内容・実施スケジュールを通知し、調査協力を依頼するとともに、必要に応じ JICA 事務所・支所からが関係諸機関との初回のアポイントメントの取り付けを行い、円滑な調査実施のための支援を行う。

（6）安全管理等

現地作業期間中は安全管理に十分留意する。現地の治安状況については、JICA 事務所（支所）、日本大使館から十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行う。また、同事務所（支所）と常時連絡が取れる体制とし、当現地の治安状況、移動手段等について同事務所（支所）と緊密に連絡をとるよう留意する。

また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載する。現地作業期間前には、旅行日程・滞在先・連絡先等をたびレジに登録し、滞在先の最新の海外安全情報や緊急事態発生時の連絡メール、緊急連絡などが受け取れる体制を取ること。

なお、本特記仕様書の配布時点では新型コロナウイルスの感染拡大が収束しておらず、現地調査対象国においても入国・渡航制限措置や入国可能な場合であっても入国後の自己検疫等の措置が課される等、現地調査を実施するに際して各種の制約が存在する状況となっている。上記の調査工程は契約締結時点でこれら制約が一定程度解消していることを前提として記載しており、プロポーザルもこれを念頭に作成することで構わない。ただし、柔軟な調査工程の見直し等が必要となる可能性も現在の世界情勢からは相応に認められることから、これについては契約交渉時点ないし契約締結後の現地情勢を踏まえて発注者と協議のうえ対応を決定する。

（7）不正腐敗の防止

本調査の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014 年 10 月）」の趣旨を念頭に業務を行うこと。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談するものとする。

3. 業務従事者の条件

（1）自社と雇用関係のない業務従事者の配置

自社の経営者または自社と雇用関係にある技術者を「専任の技術者」と称します。また、専任の技術者以外の業務従事者を「補強」と称します。

補強については、全業務従事者の 4 分の 3 までを目途として、配置を認めます。ただし、受注者が共同企業体である場合、共同企業体の代表者及び構成員ごとの業務従事者数の 2 分の 1 までを目途とします。

なお、業務主任者については、自社（共同企業体の場合は代表者）の「専任の技術者」を指名してください。また、業務管理グループが認められている場合、副業務主任者についても自社（共同企業体の場合は、代表者又は構成員）の「専任の技術者」を指名してください。

注1) 共同企業体を結成する場合、その代表者または構成員となる社は、当該共同企業体以外が提出するプロポーザルにおいて、補強として業務従事者を提供することを認めません。

注2) 複数の競争参加者が同一の者を補強することは、これを妨げません。

注3) 評価対象業務従事者を補強により配置する場合は、当該業務従事予定者の所属する社又は団体（個人の場合は本人の同意書）から同意書（様式はありません。）を取り付け、プロポーザルに添付してください。同意書には、補強を行う者の代表社印又は社印（個人の場合は個人の印）を押印してください。

注4) 補強として業務従事者を提供している社との再委託契約は認めません。

(2) 外国籍人材の活用

途上国における類似業務の経験・実績を持つ外国籍人材の活用が可能です。ただし、委託される業務は我が国ODAの実施業務であることに鑑み、外国籍人材の活用上限は、当該業務全体の業務従事人月の2分の1及び業務従事者数の2分の1を目途としてください。

なお、業務主任者を含む評価対象業務従事者に外国籍人材を活用する場合で、当該業務従事者が日本語を母国語としない場合は、日本語のコミュニケーション能力について、記述してください。日本語の資格を取得している場合、証書の写しを添付してください。

4. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

5. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、2020年4月版の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（QCBS方式対応版）」を参照してください。

(URL: https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation_qcbs.html)

(1) 以下の費目については、本見積書とは別に見積り金額を提示してください。

- 1) 一般業務費のうち安全対策経費に分類されるもの
- 2) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

(2) 以下の費目については、以下に示す定額を見積書に計上してください（別見積りではなく、見積書の内訳として計上してください）。なお、以下に示す定額は、すべて消費税抜きの金額として提示しています。

現地再委託費（再委託費）：対象国の消費者排出実態調査 18,000 千円

(3) 旅費（航空賃）について、参考までに、当機構の標準経由地（キャリア）を以下のとおり提示します。なお、これとは異なる経由地（キャリア）を排除するものではありません。また、現地調査対象国間の横移動を活用することにより、効率的な渡航計画となるよう、プロポーザルで提案すること。

フィジー：直行(FJ)、ソウル(KE)

ミクロネシア連邦：グアム(UA)

パラオ：ソウル(OZ)、グアム(UA)

パプアニューギニア：直行(PX)、ブリスベン(QF)、マニラ(PR)
マーシャル諸島：グアム(UA)
サモア：オークランド(NZ)
ソロモン諸島：ポートモレスビー(PX)、ナンディ(FJ)
トンガ：オークランド(NZ)
バヌアツ：シドニー(QF)、ナンディ(FJ)

(4) 見積価格には、消費税及び地方消費税を計上してください。消費税率は10%です。

6. 配布資料／閲覧資料等

(1) 配布資料

なし

(2) 公開資料

- ・ 大洋州地域廃棄物管理改善支援プロジェクト(フェーズ2)事業事前評価表(URL:
https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1500257&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search)
- ・ 大洋州地域静脈物流情報収集・確認調査報告書(JICA、2013年1月)(URL:
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/P1000009752.html>)
- ・ Pacific Region Infrastructure Facility (PRIF) “Pacific Regional Action Plan MARINE LITTER 2018-2025” (URL:
<https://www.theprif.org/documents/regional/waste-management/pacific-regional-action-plan-marine-litter-2018-2025>)
- ・ Pacific Region Infrastructure Facility (PRIF) “Pacific Region Solid Waste Management and Recycling – Pacific Country and Territory Profiles”(URL:
<https://www.theprif.org/documents/regional/urban-development-waste-management/pacific-region-solid-waste-management-and>)
- ・ SPREP “Cleaner Pacific 2025 Pacific Regional Waste and Pollution Management Strategy” (URL:
<https://www.sprep.org/attachments/Publications/WMPC/cleaner-pacific-strategy-2025.pdf>)
- ・ SPREP “Inform Date Portals” (URL:
<https://www.sprep.org/inform/data-portals>)

別紙：プロポーザル評価表

別添：プレゼンテーション実施要領

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
1) 類似業務の経験	6	
2) 業務実施上のバックアップ体制等	4	
業務の実施方針等	(40)	
1) 業務実施の基本方針の的確性	18	
2) 業務実施の方法の具体性、現実性等	18	
3) 要員計画等の妥当性	4	
4) その他(実施設計・施工監理体制)	-	
業務従事予定者の経験・能力	(50)	
1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	(34)	
	業務主任者のみ	業務管理グループ
① 業務主任者の経験・能力:業務主任者/廃棄物管理政策・リサイクル調査1	(34)	(13)
ア) 類似業務の経験	13	5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	3	1
ウ) 語学力	6	2
エ) 業務主任者等としての経験	7	3
オ) その他学位、資格等	5	2
② 副業務主任者の経験・能力:	()	(13)
ア) 類似業務の経験		5
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	-	1
ウ) 語学力	-	2
エ) 業務主任者等としての経験	-	3
オ) その他学位、資格等		2
③ 業務管理体制、プレゼンテーション	()	(8)
ア) 業務主任者等によるプレゼンテーション	-	-
イ) 業務管理体制	-	8
2) 業務従事者の経験・能力:貿易統計・流通小売調査/資源フロー分析1	(16)	
ア) 類似業務の経験	8	
イ) 対象国又は同類似地域での業務経験	2	
ウ) 語学力	3	
エ) その他学位、資格等	3	

